

## 第1回白井市庁舎建設等検討委員会会議録

- |              |  |
|--------------|--|
| 1.開催日時       | 平成 25 年 4 月 15 日(月) 午前 9 時 30 分～午前 11 時 20 分まで   |
| 2.開催場所       | 市役所6階 委員会室   |
| 3.出席者        | 委員 川岸委員長、岡野副委員長、谷嶋委員、素田委員、幸正委員、川島委員、猪狩委員、佐藤委員、渡辺委員、竹内委員、小田倉委員、林委員、加藤委員、藤森委員、清水委員、高山委員、加瀬委員、宇井委員、寺島委員、岡本委員<br>事務局 伊澤市長(一時離席)、伊藤総務部長、湯浅管財契約課長<br>高石副主幹、落合主任技師、佐山主事、金谷技師補   |
| 4.傍聴者        | 14 名(一般:10 名、報道関係者:4 名)  |
| 5.議題         | (1)庁舎整備計画のこれまでの経緯(報告)について<br>(2)今後の進め方について<br>(3)基本計画及び基本設計の発注方法について<br>(4)その他(次回のお知らせ等)   |
| 6.配付資料(事前配布) | ・庁舎整備計画のこれまでの経緯(報告)<br>・今後の進め方について<br>・庁舎整備基本計画策定・基本設計業務委託の発注方法について<br>・参考資料<br>①会議に関する留意事項<br>②白井市付属機関条例<br>③庁舎整備計画検討体制図<br>④白井市役所庁舎の整備について(提言)<br>⑤市役所庁舎減築に関する構造検討の結果について<br>⑥本庁舎改修庁内検討委員会 第一次報告書<br>⑦庁舎、保健福祉センター平面図 |

○事務局（湯浅） それでは、大変長らくお待たせしました。ただいまより、白井市庁舎建設等検討委員会委嘱状交付式及び第1回会議を開催いたします。お手元に配付の次第に沿いまして、進行のほう、させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、委嘱状の交付をいたします。お名前を名簿順にお呼びしますので、自席にて御起立願います。

谷嶋 稔様。

○市長（伊澤） 委嘱状、谷嶋 稔様、白井市庁舎建設等検討委員会委嘱状、任期は白井市役所庁舎における建設及び改修が完了するまでとする。平成25年4月15日、白井市市長伊澤史夫、よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 素田久美子様。

○市長（伊澤） 委嘱状、素田久美子様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 幸正純治様。

○市長（伊澤） 委嘱状、幸正純治様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 川岸梅和様。

○市長（伊澤） 委嘱状、川岸梅和様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 川島 晃様。

○市長（伊澤） 委嘱状、川島 晃様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 岡野三之様。

○市長（伊澤） 委嘱状、岡野三之様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 猪狩晃一様。

○市長（伊澤） 委嘱状、猪狩晃一様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 佐藤昭一様。

○市長（伊澤） 委嘱状、佐藤昭一様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 渡辺忠明様。

○市長（伊澤） 委嘱状、渡辺忠明様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 竹内正一様。

○市長（伊澤） 委嘱状、竹内正一様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 小田倉巳喜様。

○市長（伊澤） 委嘱状、小田倉巳喜様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 林 晃弘様。

○市長（伊澤） 委嘱状、林 晃弘様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 加藤恵泉様。

○市長（伊澤） 委嘱状、加藤恵泉様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 藤森義韶様。

○市長（伊澤） 委嘱状、藤森義韶様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 清水 宏様。

○市長（伊澤） 委嘱状、清水 宏様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 高山弘美様。

○市長（伊澤） 委嘱状、高山弘美様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 加瀬栄男様。

○市長（伊澤） 委嘱状、加瀬栄男様、以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 以上で、委嘱状の交付を終了いたします。

なお、職員につきましては市長からの任命でございますので、委嘱状の交付はございません。

続きまして、市長の伊澤から御挨拶申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

○市長（伊澤） 皆さん、おはようございます。市長の伊澤でございます。

ただいま、白井市役所庁舎建設等検討委員会の委嘱状を交付させていただきました。

委員の皆様方におかれましては、快く委員を引き受けていただきまして、誠にありがとうございます。

この白井市役所は昭和56年に、この千葉ニュータウンの開発とあわせまして、市のシンボルとして旧根地区からここに移転、建設をされました。以来、三十有余年にわたりましてこの地にて、市民サービスの中心として役割を果たしてきたわけでございますが、現在の耐震基準以前の旧耐震基準で設計、建設されたものでございます。

一昨年、東日本大震災のときに、この庁舎も被害を受けました。市民の安心・安全のために、この庁舎に、本来であれば災害対策本部を設置し災害対策に臨むところでしたが、庁舎自体が当時は余震もかなりございまして、職員の安全性等勘案いたしまして、耐震基準の満たしているこの隣の保健福祉センターに災害対策本部を設置せざるを得ませんでした。

この庁舎には災害等に備えて情報の収集、そして市民への広報、防災無線等の機能をここに集約しておりましたが、残念ながら隣の保健福祉センターにはそういう機能がなく、結果的には、この庁舎に来て市民への広報等を行うことになりました。そしてまた、三十数年過ぎて老朽化も目立ち始めまして、この庁舎の建設の検討をお願いしたところでございます。

一昨年は、今日委嘱状交付をさせていただきました委員の中の何人かによる検討委員会で、委員長を始め、各方面での専門家の方が長きにわたり、そして何度も検討いただきまして、その結果は、この庁舎の5階以上あるいは4階以上を減築して、それに相当する分を隣の敷地に新築をする、いわゆる減築プラス新築という、大変画期的なアイデアに満ちた提言をいただきました。

これを受けまして、市ではこの減築案が本当に可能であるか、昨年、専門のコンサルタントに検証をお願いいたしまして、結果的には、5階以上を撤去することでこの庁舎の耐震性を確保できるという結論を得たところでございます。また、この庁舎の、そして新たな庁舎の効率的な使い方を目指し、専門のコンサルタントに役所の現状調査、これからの役所のあり方等について委託をしているところ

でもございます。

また近年、首都直下型の地震が予測される中、市といたしましても、一刻も早く、市民のサービスの拠点である市役所を建設したいと強く思っているところでございます。委員の皆様方におかれましても、その専門性、そして、いろんな立場から、この庁舎の建設について御指導、御支援、御教鞭いただき、一刻も早く、この庁舎が耐震性に満ちた、そして市民に利便性の高い、愛される庁舎が建設されますよう心からお願いいたしまして、私からのお礼とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○事務局（湯浅） ありがとうございます。

続きまして、委員紹介をさせていただきます。委員紹介につきましては、自己紹介という形でお願いできればありがたいと思います。なお本日、委員が20名と大変多ございます。なるべく手短にお願いできればありがたいと思います。それでは、名簿の順に谷嶋委員さんのほうからよろしく願いいたします。

○委員（谷嶋） 白井市の議長をやっております谷嶋です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員（素田） 副議長の素田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員（幸正） 総務常任委員長長の幸正でございます。よろしく願いいたします。

○委員（川岸） 日本大学生産工学部、川岸でございます。建築計画あるいは設計、都市設計が専門でございます。よろしく願いいたします。

○委員（川島） 同じく川島でございます。川岸先生は計画、設計ですけど、私は構造ということで、よろしく願いいたします。

○委員（岡野） 南山に住んでおります岡野といいます。私は長い間ゼネコンにおりまして、構造設計が専門でやってきたんですが、実は、ゼネコンというところはいろんなことを経験する機会がありまして、見積もりや施工管理、あるいは定年間近には調達というものを担当いたしまして、いかに安く物を買うかというふうな戦略を考えることもやってまいりました。そういった経験を、市役所のこうした建設に少しでもお役に立てるかと思っております。よろしく願いいたします。

○委員（猪狩） 大山口に住んでいます猪狩といいます。よろしく願いいたします。私、設計事務所で意匠関係全体をやってきました。昔は、役所から発注する場合にお任せとか丸投げとかということで、お互いに大らかだったからそれで済んだんですけど、今は、設計事務所も環境もだんだん厳しくなってきたものですから、そういう形でできないものですから、良きアドバイス、また、安全では監視の目をもって取り組んでいければと思っています。よろしく願いいたします。

○委員（佐藤） 大山口に住んでいます佐藤と申します。私は今まで公共建築の積算を30年以上やらしていただいております。何か私の知識が役に立てばというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員（渡辺） やはり大山口に住んでおります渡辺でございます。私、環境省OBで専門は生態学なんですが、生態学じゃ食えないんで造園やり直しまして、外構関係でお手伝いできればと。それとエ

エネルギー問題、地球温暖化問題、随分、かかわって来ましたんで、省エネというよりはむしろエネルギーマネジメントシステムという的な考え方でお手伝いできればと思っております。

なお、景観のほうも専門にしておりましたんで、自然公園における建築デザインについていろいろ御指導申し上げまして、上高地帝国ホテル、十和田湖プリンスホテルなどが賞をもらったりというようなこともございましたし、役人の最後は両陛下の御所、内井昭蔵先生という、早稲田大学から京都大学に移られた先生と一緒に、私はお庭のほうを担当し、先生は建築ということでやってまいりましたし、そのことでお役に立てればと思います。よろしく申し上げます。

なお、応募に当たって今日に至るまで、湯浅課長さんの非常に御丁寧な御対応、市長さんの御教育のあらわれだと思っております。ありがとうございます。

○委員（竹内） 大山口に住んでいます自治連合会の会長をやっております竹内と申します。よろしく申し上げます。

○委員（小田） 西白井に住んでおります小田倉と申します。自治連合会の代表として参りました。よろしく申し上げます。

○委員（林） 白井市心身者連合から推薦をいただきました。今は白井市障害者支援センターの幹事長をやっております林と申します。よろしく申し上げます。

○委員（加藤） 私、白井市の富士のほうから参りました加藤恵泉です。私、現在は白井市の市民活動推進委員会の委員長をやらせていただいております。あとは総合計画審議会の委員をやらせていただいております。

私、ここに応募いたしましたのは、去年の少し前の提言がちょっと違うんじゃないかなという気がしましたんで、やはり、白井市の顔としてはどんなものかというようなことをもう一度皆さんと話し合いをしたいなと思ひまして、応募させていただきました。

以上でございます。

○委員（藤森） 白井市の池の上に住んでおります藤森です。

この庁舎の検討も、20年から始まって既に5年経過しているんですね。今回の計画も完成するまで5年、延べ10年と非常に長期間にわたっています。できるだけ費用の面からも、あるいは職員さんの手間から考えましても、スピーディに事を運ぶことが非常に重要なんです。

それともう1つは、厳しい財政の折ですから、最小の費用で最大のメリットを上げるような形のプロセスでいきたいな。よろしく申し上げます。

○委員（清水） 大山口に住んでおります。白井美術会のほうの委託も受けております。よろしく申し上げます。

○委員（高山） 公募で選ばれました。通知いただいたことにびっくりしてます。何もわかりませんが、皆さんと一緒にすてきな市庁舎をつくりたいと頑張っております。高山弘美です。よろしく申し上げます。

○委員（加瀬） 西白井清水口に住んでおります加瀬と申します。建築業とかは別に関係ない一般の市

民として市庁舎をどうやってつくっていくか、そういう意見も述べたいと思って応募させていただきました。よろしくお願いいたします。

○副市長（宇井） 以下、市の職員のほうからも委員として参加させていただきます。私、副市長の宇井でございます。よろしくお願いいたします。

○委員（寺島） 同じく、環境建設部建築指導課の寺島でございます。よろしくお願いいたします。

○委員（岡本） 庁内検討委員会で委員長をさせていただいてます市民課の岡本といたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） ありがとうございます。

続きまして、事務局側の職員の紹介をさせていただきます。総務部長の伊藤でございます。

○事務局（伊藤） 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 続きまして、担当の高石でございます。

○事務局（高石） 高石です。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 同じく、落合でございます。

○事務局（落合） 落合です。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） 担当の佐山でございます。

○事務局（佐山） 佐山です。よろしくお願いいたします。

○委員長（湯浅） 奥におります、今年から入りました金谷でございます。

○事務局（金谷） 金谷です。よろしくお願いいたします。

○委員長（湯浅） 最後になりましたが、私、管財契約課長の湯浅と申します。不慣れな点が多々あるかと思うんですが、精いっぱい、皆様のサポートに尽くしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、当委員会の概要説明を担当の高石のほうからさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高石） それでは、A3の資料をごらんになってください。最初の資料1、会議に関する留意事項という資料に沿って概要説明をさせていただきます。

まず1番目、委員会の位置づけ、目的等についてでございます。1枚めくっていただきますと、2ページ目の資料2をごらんください。

昨年12月に制定されました附属機関条例になります。この条例には、当委員会を含めて29の委員会が位置づけられています。主なポイントだけ申し上げさせていただきます。

第3条、委員長及び副委員長の選任の方法、またその職務について規定されています。飛ばしまして第6条、会議の議長、会議の成立及び議決の方法等について規定しております。重要なところはそこになりまして、8条から10条は、その他の委員会の関係の条項等になります。

5ページに、別表の抜粋としてこの委員会の概要についてこちらのほうに示しています。担任する事務につきましては、庁舎の建設及び改修に関する基本計画、基本設計、その他市長が必要と認める

事項について調査、審議することとなっています。

続きまして、この委員会の位置づけのところとして、検討体制について御説明をしたいと思います。

7ページの資料3をごらんください。

庁舎整備計画の検討体制図になります。大きくは市と議会と市民参加の、この3つのくくりになります。その相関関係を図示したものがこちらでございます。当委員会につきましては、左側の市民参加の一番上に位置づけられます。真ん中から右が市の部分になりまして、市の部分につきましては、まず大きくは市長と幹部で構成いたします政策会議というのがございます。それと、右下のほうに庁内検討組織ということで、担当者レベルの検討組織に分かれています。

各役割について、左下にちょっと小さい字で申しわけないんですが、委員会の当計画における検討組織の役割ということで書いております。1番、政策会議、市の意思決定機関、当計画の基本計画、基本設計については、庁舎建設等検討委員会、市民、議会、庁内検討委員会などの意見等を踏まえ、最終的な意思形成を図る役割を担う。

2番目といたしまして、この庁舎建設等検討委員会についてでございますが、当事業の諮問機関、市からの提案、諮問に対し専門的な視点や利用者からの視点を持って検討し、市に対し意見、答申を述べる役割を担う。

3番、庁内検討組織。市の担当者職員レベルによる検討組織。改善策等について、各部署間を横断的な視点から検討し、当計画へ提案していく役割を担うということになっております。

それで、この庁内検討組織のところは現在はこの上の庁舎改修等検討委員会というものだけになっているんですが、実は間もなく、この下の重点事項検討委員会というのを立ち上げる予定でございます。これにつきまして簡単に御説明いたしますと、資料59ページ、この3月にまとまりました本庁舎改修庁内検討委員会第一次報告書になります。資料6でございます。

63ページを見ていただけますか。今後の重点課題ということで、以下については庁舎整備計画への影響が大きく、また専門性も高いことから、関係部署の職員等により詳細な検討が必要な事項と考えるということで、(1)組織の将来像及び各課の配置について、(2)総合窓口(ワンストップサービス)方式の導入について、(3)文書ファイリングシステムの導入について、(4)市民活動推進センターの本庁移設及び市民ギャラリー等の市民活動スペースの創出について、(5)防災拠点機能の強化について、(6)議会の設備及び機能について、(7)警察機能の強化に関する施設の誘致について、この7項目については、庁内にもう1つ、別な組織を立てて今後検討を進める予定としております。

資料の1ページにお戻りください。2番目の会議の公開について説明させていただきます。①会議は原則として公開とします。ただし、白井市情報公開条例に定める非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は公開しないことができます。非公開とするときは、あらかじめこの委員会に諮り決定いたします。

②会議録は実名で公表いたします。会議録につきましては、テープ起こしにより専門事業者に委託

し作成いたします。テープ起こしが完了しましたら、各委員に発言内容の確認をしていただき、その後、公表となります。通常、このテープ起こしが最初の第1稿が皆様に渡せるのが2週間から20日ぐらいの間になろうかと思えます。その節は、またよろしく願いいたします。それから、公表については市のホームページ、それから、市役所1階の情報公開コーナーのほうに簿冊を公開する予定でございます。

③連絡方法について。重要な事項については文書の郵送により行います。軽易な事項につきましてはeメール、ファックス、電話等で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。御質問等ございますでしょうか。

○事務局（湯浅） よろしいでしょうか。

それでは続きまして、委員長及び副委員長の選出に入りたいと思います。

先ほど説明がございました附属機関条例では、委員長及び副委員長につきましては皆様の互選という形になっております。どなたか自薦他薦を問いません。どうでしょうか。岡野委員。

○委員（岡野） 一昨年度の整備等検討委員会の委員長を務めていただき、提言をまとめられました川岸先生を委員長として推薦いたします。

○事務局（湯浅） 今、岡野委員のほうから前検討委員会の委員長である川岸先生を委員長ではどうかといったような御意見有りましたが、皆さんはよろしいでしょうか。どうぞ。

○委員（加藤） 私はちょっと意見を異にいたしておりまして、この間、検討委員会が出されました提言について、あのままでは、白井市がこれから衰退していくんじゃないかというような気を持っておりますので、違う方を選んでいただいて委員長になっていただいたほうがいいのではないかと考えております。

なぜかと申しますと、白井市の役所は何かというと、白井市の顔になっているんですね。その顔が切られちゃう状態になってしまうということで、それはもう、完全に白井市自身がどんどんどんどん衰退していく方向に動いている。

特に私がこの間から、この影響じゃないと思うんですけども、非常に気にしておりますのは、まず第一番に、この間うちのほう、こいのぼり祭りというのをやるんですけども、このこいのぼり祭りをやるときに、なし坊をここへ借りに来たんですね。そうしましたら、「いや、もうなし坊はイベントで限りがあるから、なし坊はちょっとないですよ」という。「どこ」と言ったら「船橋のほうのイベントで使うから」と言うんで、ゆるきやらでもって、皆さんの白井市というように宣伝してもらえればこんないいことないからそっちで使ってもらったほうがよいよと。

そうしましたら、この後、しばらくたちましたら、今度は別な方が「いや、実はなし坊3つあるんだよ。貸出はだめなんだけど、2つあるうちの1つは職員がかぶれば使えるんだ。だから、職員にかぶってもらおうように今、交渉しているから使えますよ」という話が出てきたんですね。これはもう完全に、基本的に、職員自身がマイナス方向に動いちゃってる。

それともう1つは、次に今度はこの提言の内容。



○事務局（湯浅） 大変申しわけございません。提言の内容の御検討につきましては、後でゆっくり検討させていただきますので、今回はあくまでも委員長及び副委員長ということで。具体的にどなたか御推薦なさる方、いらっしゃいますでしょうか。

○委員（加藤） そうですね。やはり、やっていただくんでしたら、自治会の関係で、長いこと自治連合会のほうやっていただいています竹内委員を推薦したいと思います。

○事務局（湯浅） 竹内委員さん、今、御推薦がありましたか、いかがでしょうか。

○委員（竹内） いや、私はちょっと御免こうむります。

○事務局（湯浅） 藤森委員さん。

○委員（藤森） 私は前回の庁舎整備検討委員会に傍聴で参加していました。その中でいろいろ論議された内容、それで建議された内容ありました。市の財政の状況、こうした詳細な論議がされ、その中で市民の方の発言が吸収されてるんですね。そういう処理運営の委員会のやり方を見ますと、僕はやっぱり川岸委員長に引き続きやっていただいたほうがよろしいし、できれば副委員長も同じメンバーでやっていただいたらよろしいんじゃないかというふうに私は思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局（湯浅） ありがとうございます。

それでは大変申しわけございません。本来であれば全会一致という形が望ましいんですが、何分、全会一致というわけにもいかない場合につきましては、基本的には挙手という形でお願いできればありがたいと思います。

それでは、川岸委員が委員長に適任だという方、手を挙げていただけますでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○事務局（湯浅） 賛成多数でございます。では、委員長につきましては、川岸先生にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

川岸委員長、副委員長の御推薦をいただくとありがたいと思います。

○委員長（川岸） 今、藤森委員からもお話ありましたように、できれば、岡野さんに副委員長をしていただければというふうに思います。

○事務局（湯浅） ほかにどなたか、副委員長の御推薦、ございますでしょうか。

では、先ほどと同じで申しわけございませんが、やはり岡野さんが副委員長でいいという方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○事務局（湯浅） 賛成多数でございます。ありがとうございます。

では、委員長に川岸委員さん、副委員長に岡野委員さんという形で決定させていただきます。ありがとうございます。

それでは、この後、本来であれば委員長と副委員長さんの御挨拶なんですが、その前に写真のほうをとらせていただきたいと思います。写真のほうの準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

[記念写真撮影]

○事務局（湯浅） ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、川岸委員長のほうから就任の御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（川岸） 川岸でございます。先ほどもお話ありましたように、整備検討委員会が一昨年の7月から昨年の3月まで議論を重ねまして、その中で、いろいろな議論をする中ですが、皆さんそうでしょうが、市役所というのはシティホールだと思うんですね。市民にとっても、あるいはそこで働く人たちにとっても、あるいは議員にとっても、皆さんにとってやはり誇るべき、あるいはその場所が非常に居場所としてふさわしい、そういった意味も含めて、非常にいろいろな方が集まりやすい。そういう場所が実は、海外も含めて市役所あるいはシティホールであると思いますね。安心と安全を担保にしながらということはもちろんでございますけれども、そういうふうな考え方で目指すべき方向というのはございますので、そういったことを忘れないようにしながら議論を進め、そして枠を示したいというふうに考えておりますので、どうぞ皆さん、御協力のほど、よろしく願いいたします。

いろいろ市民参加型というか、いろんな形であるわけですが、市民参加のしやすい公共施設ということで、ほかの自治体でもこういう委員会にいったこともございます。そういった経験をいかしながらやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○事務局（湯浅） ありがとうございます。

続きまして、岡野副委員長、一言お願いいたします。

○副委員長（岡野） 私は、一昨年の整備検討委員会の折は積算部会というものを担当いたしました。私、それから猪狩さん、それから佐藤さん、3名で積算委員会という分科会をつくりまして、全国的にも非常に珍しい委員会が積算をした。これは多分、全国でも初めてだと思います。それは、たまたま経験者が何名かいたから積算可能でできました。金まで出したという画期的なことをやることができました。今回もそういう泥臭いことは委員長は多分不得意だと思いますので、そういった面で私がお手伝いできればなと思っています。

それと今回、もう1つ、提言の中で検討しなければいけないこととして減築というのがあります。これが採用されるかどうかわかりませんが、これはこれで、新しい技術を研究をしなければいけません。もう既に先行した研究機関もありますので、そういったところからの論文など得て、一緒に皆さんと勉強して、いい案がまとまるように努力したいと思います。よろしく願いいたします。

（拍手）

○事務局（湯浅） ありがとうございます。

それでは、議題のほうに入りたいと思います。この後の進行につきましては、附属機関条例第6条の規定によりまして、川岸委員長のほうにお願いしたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（川岸） それでは、これより議事に入ります。議事に入る前にお願いしたいことが2点ほど

ございます。1点目は、質疑等がある場合は、項目ごとに事務局からの説明が終了した後にお願いをいたします。2点目ですけれども、午前の会議終了時間、午前11時ごろと時間が限られておりますので、発言する方は簡潔、明瞭をお願いをしたいということでございます。

それでは、議題の1、今日の進行の議題を見ていただきたいと思います。

庁舎整備計画のこれまでの経緯について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

**○事務局（佐山）** 事務局の佐山と申します。座って説明させていただきます。資料の2ページ、議題1、庁舎整備計画のこれまでの経緯（報告）に沿って説明をさせていただきます。

この現庁舎につきましては昭和56年度に、旧耐震基準により建設されました。こちらの庁舎ですが、18年度の耐震診断の結果、今の耐震基準のほうには性能が不足しているということが判明いたしました。平成20年度になりまして、庁舎改修計画策定業務委託のほうを実施しました。こちらのほうでは、耐震改修のほうを前提に検討を行いまして、免震改修が有利であるとの結果になりました。

平成22年度になります。平成20年度の結果をもちまして、庁舎改修基本設計業務委託、こちらはプロポーザルで発注手続きを進めていました。また、これに合わせて庁舎改修庁内検討委員会のほうも立ち上げを行いました。プロポーザルで審査を進めていましたが、まだ市民の方にも説明がされていないし、検討が不十分ではないかとの御意見がありまして、契約は締結を中止しております。

平成23年度になります。平成23年度は先ほどの御意見のほうを受けまして、白井市市役所庁舎整備検討委員会を設置しました。こちらの委員構成ですが、学識経験者の方を2名、公募市民の方を5名、うち3名は建築業経験者の方となっております。また、市の職員3名、計10名で構成されております。公募市民5名の方のうち3名、建築業経験者の方にはより専門的な検討をしていただくために、積算検討部会にも参加していただきました。

こちらの検討委員会ですが、全体の会議を9回、積算検討部会を4回実施し、平成24年3月29日には、提言をいただきました。こちらの内容につきましては、建築の手法としては減築プラス新築となっており、既存の庁舎の上層階を撤去し、耐震基準を満たせるようにして、不足した部分をまた敷地内に新築するという工法が最も有利であるとの提言をいただきました。

平成24年度になります。平成23年度にいただいた提言の市民説明会を6月に、庁舎整備検討委員会の方たちからしていただきました。また、庁舎減築構造検討業務委託を発注いたしまして、既存庁舎の5階以上を減築することにより、この庁舎が耐震性能を満たすことを確認いたしました。

庁舎改修庁内検討委員会を平成24年度は行いました。検討項目が多岐にわたりましたので、委員会を第一分科会と第二分科会の2つに分け、それぞれ専門的な部署を置いて検討して、3月に第一次報告書を作成しました。こちらの報告書につきましては、事前に配付しておりますA3ファイルの中にも添付されておりますので、御確認をお願いいたします。

9月に庁舎設計アドバイザーの選任をいたしました。こちらの委員構成としましては、庁舎整備検討委員会の市民公募の3名の方と委員長の4名に御協力していただきまして、減築工法の検討内容及び今後の進め方について意見をいただきました。また、本年の1月には公共施設整備保全基金条例の

ほうを施行いたしました。こちらの基金の目的は、既存の庁舎ですとか市の市有施設の整備を目的とした基金となっております。

白井市附属機関条例「白井市庁舎建設等検討委員会」を施行いたしました。

本年の3月になりますが、庁舎使用状況等調査業務委託を契約の締結をいたしまして、実際に業務を行っていただくのが今年度からとなりますが、市の文書の保管状況ですとか市民の方の動線状況等、今後の検討に必要な事項をこちらで調査を行うこととしております。

説明は以上とさせていただきます。

○委員長（川岸） ありがとうございます。

事務局からの説明は終わりました。御意見、御質問等ございましたら、発言をお願いいたします。質疑等がある方は挙手をしていただき、指名されてから発言をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

今の庁舎整備計画のこれまでの経緯についてで御理解はいただけたでしょうか。

この件は報告事項ですので、質疑等がございましたら、その都度、確認していただくという、そういう対応の仕方で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございます。

それでは、議題の2に入らせていただきます。

今後の進め方ということで、次のページ、3ページに議題が載せてございますので、コメントしていただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（落合） 管財契約課の落合です。今後の進め方について説明させていただきます。時間が限られておりますので、ポイントだけ絞って説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、平成25年度ですが、会議回数を10回程度予定しております。本年度の重点事項といたしまして、まず基本計画及び基本設計の発注方法の検討、8月ごろまでに受託事業者を決定したいと考えております。その後、11月ごろに基本設計の案の検討を行い、12月ごろから2月ごろにかけ市民意見の聴取、その後、基本計画の修正を行い、来年3月に基本計画決定を目指しております。

では、次のページの概略工程をごらんください。この工程では、現在、不確定な部分も多く残っておりますが、平成23年度庁舎整備検討委員会の提言書で最も有利であった減築プラス新築での工程で考えたものです。本工程ではあくまでも事務局の素案でありまして、26年度以降の流れとして参考程度に考えたものでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、この工程表の内容ですが、まず、新築棟を完成させ、事務所機能を新築棟に移転し、その後、旧庁舎の減築工事に入る流れとなっております。左側の通常の工程で事業完了まで平成30年度末を想定しております。そして、右側に緊急性を加味した工程を組んでおりますが、現在の庁舎は耐震性のない建物で、いつ発生するかわからない首都直下型地震ですとか、また、私ども管財契約課では庁舎管理を行っておりますが、漏水や設備の老朽化、そういったことで、早急に改善していかな

くてはならない箇所が多くございます。そのような緊急性を加味し、少しでも早く事業を完了させるため、多少の手続を省略した工程を作成したものです。

なお、工程については、この会議で検討を進めていく段階で、委員の皆様にご意見をいただきながら検討していきたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、今後の進め方についての説明を終了させていただきます。

○委員長（川岸） ありがとうございます。

今後の進め方、そしてスケジュール等について御意見等ございましたら。

○事務局（湯浅） すみません。最初に、資料の訂正をお願いしたいと思います。資料の4ページ、緊急性を加味した工程ということで、真ん中辺に吹き出しがございます。「意見聴取を省略し」という言葉が入っているんですが、この「意見聴取を省略し」という言葉が事務局の間違いで入ってしまいましたので、そちらについては削除のほうをお願いしたいと思います。資料の訂正になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川岸） ありがとうございます。訂正がございました。「意見聴取を省略し」というものを削除していただいて、意見聴取を随時実施するというので、より意見を取り入れていくということでございます。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。加藤委員。

○委員（加藤） 実施内容の中の基本計画の中で、「なお、整備手法については、平成23年度中に行い、新築及び減築案を基本と考えているが、ライフサイクルコスト等を踏まえ、新築案・改築案との比較検証を行う」ということになっておりますので、ここの次のページの4ページの部分ですが、これは完全にもう新築及び減築を前提として取り扱いというようなことでありますけれども、基本的には、まだ新築案も意見としては残されている。しかし、資料を見る限り新築及び減築を基本ベースとしてしかこの会議は進められない。この部分というのはどちらになるんでしょう。

○事務局（湯浅） それではお答えさせていただきます。

平成23年度に川岸委員長のほうから庁舎整備検討委員会という形で提言をいただいております。先ほど、御挨拶の中にも入っておりますとおり、その中でいろんな検討をさせていただきました。御質問があった費用の関係、もしくはこの建物の有効活用との関係等々総合的に加味して、この時点では、新築プラス減築が最も有効であろうといったような提言内容でございます。したがって、市の今後の進め方といたしましては、この新築プラス減築、提言いただいておりますので、それを最も有効な手段という形でとらえているところでございます。

しかしながら、そのときは専門のコンサルが入ったわけではございません。岡野副委員長含めまして専門の方が入っていたんですが、あくまでも限られた資料の中で積算のほうしていただきましたので、この後、最小の経費で最大の効果という言葉もございます。その経費面も含めまして新築の部分、もしくは改修の部分も検討はさせていただくんですが、基本的には、この新築プラス減築の案を優先的に考えていきたい、このような形でございます。ただし、新築ですとか改修が全くなくなったわけ

ではございません。その辺は御理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川岸） よろしいでしょうか。比較表がありましたでしょ、前の。あれをお見せすればいいじゃないですか。いやいや、後で結構です。

○委員（加藤） 比較表つけたものはここにあります。

○委員長（川岸） ございますか。じゃあ、それで結構だと思います。

○事務局（湯浅） 提言書のA3のファイルの中に入れておまして、その中に比較表が入っております。後ほど御確認いただければありがたいと思います。

○委員長（川岸） じゃあ、それを見ていただくということで御理解いただきたい。

ほかにいかがでしょう。藤森委員。

○委員（藤森） ここで発言するのがいいのかよくわかりませんが、会議の進め方ということですから、今日、傍聴者も見えられておられるわけです。傍聴者の方というのは非常にこの問題について関心を抱いている方が多いだろうと思います。そういう方の意見を委員にぜひとも配っていただいて、それを委員会に反映できる方法をとっていただきたいというふうに思います。

○委員長（川岸） 事務局、お願いいたします。

○事務局（湯浅） 既に傍聴者の方々につきましては、意見書という形でペーパーをお渡ししてございます。2回以降の会議の中で、前回の会議の中で「傍聴の方からこういった意見がありましたよ」という形を事務局のほうで取りまとめまして、委員の皆様にお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川岸） この件は、今日この場でというのはなかなか判断しかねる部分が多々あるかと思いますが、検討を続けて行く中で、必要があれば修正していくという、そういうスタンスで進めて行きたいなというふうに思っております。当面は、この事務局案に従って進めて行きたいというふうに思っております、いかがでございましょう。そういう形でよろしいでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤） 今のお話でいけば、基本的にはもう新築減築という形での話になっていると思いますので、私がなぜ、この新築減築に対して少し意見を持っているかということについて話させていただいてよろしゅうございますか。

○委員長（川岸） どうでしょうか。

○事務局（湯浅） 今回の議題につきましては、あくまでも進め方でございます。具体的な新築案にするか減築案にするか、もしくは今進めている新築プラス減築案にするかにつきましては、2回目以降の会議の中で十分時間のほう、とらせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（川岸） よろしゅうございましょうか。

幸正委員。

○委員（幸正） 藤森委員から資料の配付ということの御提案、それは大変結構だと思うんですが、私はもう一步進んで、傍聴者の委員会内での発言、これは委員長の裁量によるものですが、短いコメントでいいから委員外発言をとりいれて、市民参加性の高い委員会にさせていただこうかなという考え方を持っているんですが。

○委員長（川岸） そうですね。それは僕も賛成ですね、基本的には。皆さんの意見を吸い上げながらというんですか。委員会の名において、みんながみんな同じ意見でぎっしりいっちゃうというのはちょっとおかしい話で、やはりそこには反対意見がありながら、それをうまく醸成しながら、すべての合意形成というやり方のほうが非常にいいやり方だと思います。そういうやり方でやらしていただきたいと思います。

今日はちょっと、セレモニックなところがあるものですから順次進めていきたいと思いますが、次回からは、議論の内容としては、あるいはそういう発言の仕方としてはそういう形で。

○委員（幸正） すみません。最後に1つ、いいですか。それと会議の時間なんですけれども、2時間とかでかっちり切らないで、2時間の予定が4時間になったとかいうことがあるように、委員の皆様には議論伯仲した、私が入用があるからというのは、用事はしようがないけれども、2時間で切らないでたっぷり余裕を持って参加するようにしていただければなと思います。

○委員長（川岸） そういう時間をとらなきゃいけないと思いますが、この委員会、私もそうですけど、本職がありますんでね。本職を抜きにして委員会というわけにはいかない。よく時間とれるところは調整していただくというふうなことにしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょう。

○委員（佐藤） 全体のスケジュールの中で基本設計がかなりの時間をとっているんですけども、私の経験では、こんなに必要ではないんじゃないかというふうには思いますけれども、どういうスタンスといいますか、その工期と言いますか、どう考えていらっしゃるのか、そこら辺、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○事務局（高石） 管財の高石でございます。この参考の資料の工期のところだと思います。基本設計については、おっしゃるとおり、期間として1年間を見込んでおりますが、なるべく前倒しできないかというのは事務局のほうも考えているところでございます。ただ、こういう委員会をかけて進めていくことでございますので、皆様の意見を聞いて、この後、基本計画及び基本設計の発注の議題の1つとして、工期設定をどうしようかということは議論になろうかと思っておりますので、そのときに、また皆様のお話を聞いて決定していきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（川岸） よろしいでしょうか。

○副委員長（岡野） 25年度の4段目に※意見聴取とありますが、これの意味を説明してください。

○委員長（川岸） 事務局、お願いいたします。

○事務局（高石） 25年度の意見聴取の内容でございますね。一応予定していますのは、基本計画が

案がまとまりましたら、一応想定でございますが、先ほど説明させていただいたとおり、11月ごろにまとまりまして、それを予定としては「広報しろい」にまず特集記事みたいなものを出したいと考えています。もちろん、ホームページ等でもお知らせしていきますが、そこに今回、力を出したい。

それで、実は広報というのは、通常、入稿してから記事になるまで1カ月ぐらい見なきゃいけない。ですので、11月の後半に出したとしても12月中旬ぐらいが精いっぱいではないかなと。それから、市民向けの意見交換会をやる予定でおります。まだ回数等もはっきりしておりませんが、そこで広報に出して、段取りとしてはその後、「いついつ交換会をやるからぜひ来てください」という形で募集をかけまして、説明しながら、あるいは質問事項に答えながら意見交換をして、それから、それと合わせましてパブリックコメント、意見をもらうというふうな形、こういう三段階を考えまして、その意見交換会の中で出た意見、あるいはパブリックコメントで出た意見というものを、検討委員会のほうに持ち帰りまして、皆さんで議論していただいて、「じゃあ、ここを修正しよう」とか出てくれば、そういったものを修正を加えて最終的な答申というふうな形にまとめていくという考えでございます。以上でございます。

○委員長（川岸） どうぞ、渡辺委員。

○委員（渡辺） ちょっと議論を蒸し返して申しわけないんですが、今の工程をお聞きし、委員の名簿を拝見させていただきますと、市民を代表する市議会の委員の方が3人、各種団体3人、一般公募の方、そして随時意見聴取ということで、市民の皆さんの意見を吸い上げようという姿勢が端的にあらわれております。また、幸正委員、「何時間かかってもいいからやってくれ」と言うんですが、現役の私としては、せいぜい午前中いっぱい限度かなという点もありますので、先ほど委員長、傍聴者からも適宜意見聴取と御発言されましたけれども、そこら辺はほどほどにお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（川岸） ほかによろしいでしょうか。

それでは、先ほど申しましたように、本日の段階では、案ができるところというのはこういうスケジュールあるいは進め方については難しい面があります。検討を進める中で訂正があればということで、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。議題3です。

○委員（渡辺） すみません。申しおくれました。実施内容の②の基本設計、省エネなどという言葉でくくられていますが、レポートを拝見しますと、太陽光パネルの設置とか、要するに自然再生エネルギーの導入か何かも視野に入れておられるんで、ここはエネルギーマネジメントなどという幅広い言葉に、単なる省エネというんじゃなくて、エネルギーマネジメントシステムということで、幅広く言葉を置きかえていただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（川岸） 事務局。

○事務局（高石） 実際、この後の議題になってきますけれども、基本計画、基本設計発注仕様等定める



ときに、またその辺のところは、どういうまとめ方をするかというのは考えていきたいと思います。

○委員長（川岸） よろしいでしょうか。

それでは、議題3です。基本計画及び基本設計の発注方法について、それに関して事務局から説明願います。よろしくお願いいたします。

○事務局（高石） それでは議題3、資料のほうは5ページになります。これに沿って御説明させていただきます。

まず、予算額につきましては4,935万円を用意しておるところでございます。平成25年度が1,085万7,000円、26年度が残額という形になり、2カ年の継続費という取り扱いで予算設定をしております。想定では、一応1年度目が基本計画、次年度が基本設計という部分で、これをまとめて発注しようという形で考えているところでございます。発注先につきましては建築設計事務所、設計コンサルタントを予定しているところでございます。

まず最初に、この基本計画と基本設計を合わせて発注する理由から申し上げたいと思います。

一昨年の庁舎整備検討委員会における提言において、庁舎整備に当たっての留意事項等は、概ね整備されております。ですので、基本計画に極めて近いものが既にでき上がっているというふうに、こちらでは認識しているところでございます。

それから、庁舎整備手法の新築プラス減築に関して幾つか意見出てますけれども、経験則による経済比較など、若干粗削りな部分が残っているものの、総合的な評価において改修または新築と大きな差がございました。ですから、この辺のところについてもそれほど工法、整備手法が変わってしまうというのは考えにくいのではないかと考えられます。それから、本事業については緊急性、要するに急いで、スピーディに進めなければならないと考えております。基本計画及び基本設計を一連で実施することにより検討期間の短縮化が図られるのではないかと考えています。

それから、受注者側に立った場合ということがございますが、一体発注を担保することにより、当業務への受注意欲なり参加意欲というものが増し、それにより、より能力の高い方の受注というのが期待できるのではないかと。これらの理由から、一体発注ということで予定しているところでございます。

資料のほうに戻りまして、発注方法でございますが、白井市では、一定額以上の工事や業務委託について、業種や金額に応じて一般競争入札と指名競争入札というのが大きな2つの柱になっております。

本業務の業種分類というのは設計等コンサルタント業務になるわけでございますが、実は、これに関しては、市においては現在のところ、品質確保の観点から指名競争入札で実施しております。一般競争入札は実施しておりません。これ以外の、業種についてはすべて一般競争入札を、例えば1,000万円以上の工事であるとか、500万円以上の業務委託であるとか、80万以上の物品の購入であるとかというものは、もう既に一般競争入札を導入しているのですが、これに関しては品質確保、いい業者さんがある程度選んでピックアップしてやっていく必要があるだろうということで、

現在のところまだ、一般競争入札は普及していません。

ただし、その入札以外の方法として、価格以外の要素も加味した形、そういった形でも、相手方を選定する方法としてプロポーザル方式というものを一部導入しているところがございます。これは随意契約の一種になるわけです。相手方からの提案を受けて、それによって相手方を決める。いい提案があったところを選定するという方法でございます。

簡単に内容を説明いたしますと、今、指名競争入札か、あるいはプロポーザル方式を導入しようかというところに基本的にはなるわけでございますが、この比較については下に書いてあるとおりです。表に示してありますが、まず方法は、指名競争入札は信頼のおける事業者を指名し、価格により競わせ選定する方法。プロポーザル方式は事業者の実績、技術力、企画提案等により競わせ選定する方法です。

価格について、全く価格を見ないという方法もあるんですけども、市の多くの事例では点数化して評価項目としているという場合がございます。

2番目のメリット。指名競争入札、価格競争のため公正性が高い。廉価な業務が期待できる。発注手続が短期間といったようなメリットがあります。

プロポーザルは、高いノウハウやアイデアを期待できる。プレゼンテーションにおいて、事業者の技術力や提案内容の確認ができる。それから、品質の高い成果が期待できる。

デメリットでございますが、指名競争につきましては、事業担当者の技術力の確認が難しい。仕様書により品質が左右されるので、細かな業務仕様というのが求められる。

プロポーザルのデメリットでございますが、審査員の審査で決定するため、公正性は劣ります。いわゆる主観的な点数で決定することでございます。それから、提案書作成に係る参加者の負担がかなり重くなります。発注手続が長期間になってしまう。審査項目、配点等を定める必要が出てきます。

備考といたしまして、プロポーザルについて指名型と公募型というのが、市でもこの両方とも実績があるわけでございますが、このどちらかにする方法があるだろうと考えています。

市としましては、当事業においては本件が大変重要な過程になるだろうと考えております。より能力の高い事業者に受注をしていただきたいと思いますと考えています。つきましては、広くということで、公募型のプロポーザル方式により発注したいと考えているところがございます。

以上で説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（川岸） ありがとうございます。

今、一般競争入札は導入していないということですから、指名型競争入札ですけどね。それからもう1つはプロポーザルというのがございまして、その中でも、指名型と公募型、今、事務局のほうからの御提案ですけども、公募型のプロポーザルでやりたかったということでございます。その大きな理由としては、今もお話ありましたけども、いろいろなノウハウ、そういったところ、あるいはアイデア、そういったものを期待するということです。

こういう基本計画あるいは基本設計の段階で、そういったもので非常に重要なポイントがあるんで

すね。いかに質を高くするか。金額が安ければいいというわけではなくて、アイデアによって質というのは非常によくわかるわけですね。デザイン力といいましようか、そういったことも出てくるでしょうし、あるいは構成力及びそういったことを含めて、もろもろのものがどうかということのようでございます。

今ございました公募型プロポーザルでの発注ということでございますが、皆様からの御意見、御質問をいただきたい。

加藤委員。

○委員（加藤） ただいま、事務局のほうから説明いただきました。この中で、もう一度私、確認しておきたいんですけども、この基本設計の業務委託の中で「もうこれは新築プラス減築だよ」という形のものをはっきり打ち出した上で業務委託をしてくる話になっているのか。あるいは、その事業者さんのほうで「いや、こっちのほうが本当はいいんじゃないの」という意見も出てきたときには、そちらの方のことも考えて出していかれるのか、このあたりをちょっとお聞きしたい。

それともう1つは、この事業所の評価につきまして、この点数、確かにA案とD案が基本的に下位という形になっているんですけども、ここの場合に、一番大きな、ちょっと私とすれば、これはというようなどころがあるんですね。評価の部分に。

それは何かといいますと、ライフサイクルコストの現庁舎の有効活用について減築案などは4階まで使えるから20点ですよ。新築は0点ですよという点数を入れている。この点を差し引くと、ほとんどが同じ評価になってるんですね。このことを考えながら、ぜひ進めていっていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○事務局（湯浅） 今回の基本設計の中には、先ほどもお話しましたが、いわゆるコストの関係、インシヤルコストだけではなくて、すべての今後何十年かのライフサイクルコストという形で、新築した場合と、もしくは新築プラス減築、改修について、どのくらいの経費がトータルでかかるんだといったようなことも、この基本設計の中で考えております。したがって、その経費が明らかに全体の提言と全く逆方向になった場合等については、再度考え直す必要等があるかと思うのですが、それ以外の部分につきましては、繰り返しになりますが、市としましては、新築プラス減築を最優先に考えていきたいといったようなところでございます。

以上です。

○委員長（川岸） ほかにいかがでしょう。藤森委員。

○委員（藤森） 先ほど、基本計画と設計については同一事業者へ委託と申し上げたんだと思いますが、私はこの全体の工程をね。いかに早くスムーズに進めるかということと、それからもう1つは費用の問題を指摘したいと思う。そうすると、これ以上考えられないのか。

つまり、基本計画、設計、実施計画、施工まで、一括して発注するということはできないのか。この方法が検討されたかどうか。そうすることによって、相当工事期間が短縮できる。というのが、

1つ1つの業者が基本計画、設計、それから実施計画、施工と、それぞれの業者が違えば、そのために、いろいろな情報の交換をやることによってもデメリット、それから費用のデメリット、これ考えれば1カ所にできないか。そういう既に、私は現代の建築界の業者は、そういう力は十分持っているんじゃないか。それによって、コスト面やスピードアップ等が可能と考えますがどうでしょうか。

○事務局（高石） おっしゃるとおり今、デザインビルドですとか、そこにさらにその後の経営や維持管理なんかも含めた方法ですとか、その発注範囲が広がっているというのは、一連でやったほうが、コスト的にも有利だとか、PFIなんか代表的な例でございますが、そういう例があるのは確かでございます。

私どものほうの今回の事業につきましては、前回、平成22年のときに、つまりいているというかですね、御意見をいただいて、方向を大きく転換しています。ですので、今回の基本計画と基本設計は、とにかく1回、皆さんのいろんな方々の意見を集約して、市民の皆様が合意できるような、合意形成を図るというのが非常に重要だと思っております。ですので、ここで一区切りはつけさせていただきたいというところで、「幾らぐらいの予算でこういったものをつくるよ」というプランで、ここで一区切りをつけさせていただきたい。

ですからその後の、実施設計以降については、実は平成23年度の委員会の中でも随分意見が出ておりますので、デザインビルドはどうだろうかという意見も出ていますし、そういったところは、またその次の段階として考えていきたいと思っております。ですから、今回のこの件に関しては何も考えなかったのかというところではなくて、実は、考えております。

実は、その件については先ほど説明させていただきました4名の方、アドバイザーの方も含めまして、やっぱりその辺の議論が生まれて、とにかくここで一区切りつけてその次の段階に進みたいということをお説明いたした次第でございます。

以上です。

○委員（藤森） ちょっと今の説明がよく理解できないので、事前に、基本計画・設計の段階で意見を聴取したいという理由がもうひとつ明確でないようなので、もう1回御説明いただきたいと思うんですが。

○事務局（高石） 先ほども申し上げましたとおり、基本設計までは、逆に言うとプランの段階なんですね、そこは。ただ、その先にいってしまうとプランじゃなく実施の段階だと考えられます。実施設計以降は。大きなお金を使って大きな事業をやっていく段階になります。そこまでのところの手前で1回、市民の方とも、あるいは市の全体、あるいは議会等の意思決定をしたいというところがございます。

以上です。

○委員長（川岸） よろしいでしょうか。要するに、基本計画、基本設計と実施設計を分けましょうという。皆さんの意見を凝縮

して、ああいった基本計画、基本設計の中に入れ込みましょうということ。実施設計はもう、基本的にはどんどんどん図面を書いていく、僕らの世界では言うわけですけども、そういう状況で、要するに、実際の設計ですから、建設のための設計ということに分けましょうということですね。

○委員（藤森） その基本設計のおおよその費用というのは大体どのくらいしてたんでしたっけ。はい、わかりました。

○委員長（川岸） よろしいでしょうか。

○委員（加瀬） 皆さん、建築に携わっている方が多いらしいので、この文書を見て、何をやろうとしているかというのが分かるかもわかりませんが、私たち素人になると非常に難しい、言葉も難しい、何をしたいのかというのがよくわかりません。設計を担当するというのはわかります。基本設計と実施設計と何が違うのかわかりません。そういうところは、委員ですから、皆さんと理解できるのは当たり前かもしれませんが、私たち市民といいますか、そういう者にもわかりやすく御説明いただきたいなと思っています。

何が分からないかというのを今、申しますが、プロポーザルと指名競争入札、それは何がどう違うのかという話をお聞きしたい。それと、指名型と公募型というのがどう違うのかというのを教えていただけませんか。基本的、根本的で申しわけないんですが。

○委員（高山） それに関連するんですが、指名競争入札ということは大手ですよ。日本でも名高いいろんな建設を携わっていらっしゃる、ここで言えば鹿島建設とか、いろいろ大手の会社じゃないんですか。市内の業者は一步も入れないということになりますね。

○事務局（湯浅） 私、管財の課長でもあり、契約の担当の課長でもございますので、その辺について簡単に御説明したいと思います。

まず、指名競争入札といいますのは、簡単に言いますと、市役所のほうから、「高山さんから岡本まで、あなたたち入札に入ってくださいよ」という形で、こちらから指名して、当然、その指名した5人は、市のほうのある程度の実績があって会社の規模も大きいんで、指名して入札してくださいよというのが指名競争入札です。

したがって、当方から仕様書はつくるんですが、一番安い金額を示した人が勝ちです。例えば、岡本が一番安いか。最低制限価格とかもろもろのやつはあるんですが、その辺は無視しまして、あくまでも価格の勝負になります。それが指名競争入札です。

一方、プロポーザルといいますのは、この20人なら20人の委員さんの中から、白井市では、今回の庁舎建設に当たって、こんな基本的な考えを持ってますけども、各設計業者さん、どんな提案ができて、どんな企画力を持ってますかという形の、いわゆる企画提案をしていただきます。それがプロポーザルという言い方をしているんですが、そこで大きく違うのは、公募型というのは広く公募すること、指名型というのは、先ほどから言いましたようにある一定の規模の方、市のほうで指名をして「皆さん、入ってくださいね」という言い方をするんですが、やはり公募型のほうがやる気がある業者のほうが入ってきますので、よりきちっとした形の企画書、提案書が出てくるんじゃないかとい

ったようなところですよ。

事務局のほうから説明あったように、かなり企画提案になりますと、作成する資料が多ございます。したがって、強制ではなくて、「やりたい業者さん、ぜひとも来てくださいよ」といったような手法でやっていきたいといったようなところが市のほうからの提案になります。

以上になります。

○委員（加瀬）　じゃあ、公募型プロポーザルというのは、要するにコンペですか。

○事務局（湯浅）　はい、そのとおりでございます。

また、高山委員さんのほうから、「市の業者さんは入れないのか」という話がございますが、今回のこのくらいの大きな規模で、市の設計業者さんですと、正直な話、なかなか厳しいのかというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（川岸）　それはいいとして、大体おわかりでしょうか。大体、ほかの自治体でもこういう委員会やっていますが、今のような、市民の方の専門用語に対する理解というのが当然できない部分があるんですね。できれば、言葉の説明のA4で何枚か、そういうのがあると、非常に理解していただけるのではないかなというふうに思いますので、言葉の説明書みたいなことを、ちょっと手間かかるかもしれませんが、つくっていただければありがたい。私も協力いたしますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、ほかに意見いかがでしょうか。

○委員（加藤）　今のプロポーザルの契約の、このときに、余り枠をはめないで話をしていただきたいと思うんですね。もう減築、新築これだけですよという枠をはめて、それで出してくださいというような形じゃ、それで決まっていますから、そうではなしに、要するに、白井市としての庁舎として、どのような形が一番正しいとあなた方は考えていますかということの中に入れながら、この基本設計等の話にぜひ持って行っていただきたいと思います。そうしないと、これはもう始めから決まったことになってしまいますから。そうではなしに、白井市の庁舎としてはこのような形だ、どのような関係だということを知らせてください。という形でぜひやっていただきたいと思います。

○委員長（川岸）　今、御意見いただきました。

ただ「全部自由ですよ」というのは、これは一番最初に戻るようなもので、ある程度、面積を含めて精査してきているわけですね。ですからそういったもの、それと面積は何から出てきたかという、造る側ができる、建設費を含めたそういう精査をしているわけです。ですから、ある程度そういう枠組みをつくってあげないと、逆に「何でもいいですよ」という話になってしまいますと、あるいは「どこの場所でもいいですよ」といったような話を含めてやりますと大変なことになります。ですから、ある程度、一昨年前に行いました委員会で決めた大きな枠組みがございますので、それをベースにしたいというふうには考えております。

僕もよくそういうプロポーザルというより、むしろそれはコンペですね。公募型のコンペと同じに

なってきます。僕はコンペしょっちゅう出しますけど、震災の後の町づくりコンペとか賞をいただきましたけども、そういうのはどこの場所でどういうふうなというのは、それでも大体この場所でのいうのは決まっていますので、あるいはこういった提案に関しては、いろんな提案をいただいているわけですが、アイデアをいただきたいわけですが、ある程度の枠組みをつくってあげないと、逆に作りにくくなります。

渡辺委員。

○委員（渡辺） 加藤委員には失礼ですが、既に23年度、24年度、委員会が市民も入って設置されて議論されてきているわけです。また、その結果も市民向けに説明会が行われているわけです。したがって、これらの検討結果をゼロにしてやる議論というのは、非常に時間とお金もつたいないんで、やはりこれまでの議論の延長線上で物を考えていかないと、ロスが多過ぎると思います。

以上です。

○委員（加藤） 私、そこに少し非常に違和感を持ってます。あの提言が出てから後の話、この検討委員会の資料の中にもありますけれども、例えば、この提言の中の検討資料の中に、市の職員さんたちのいろいろな意見が書いてありますね、この中に。この中に、要するに、レストランというのは、市の職員の食事をするだけだから要らないんだよというようなことも書いてある。ですから、こんなものはもう外へ出せばいいんだよと書いてある。

だけどよく考えてみてください。白井市の今、7階のレストランがありますね。このレストランに12時から1時までに来てる。確かに市の職員かもしれない。しかしながら、それ以外の時間に来ている人たちというのは一般の市民からの人たちとか、用事があるってここに来られている他の市の市民が来られているんですね。もし12時から1時以降に市の職員が食堂で飯食ってたらおかしいわけですよ。完全にこういうようなことを無理に「もうこれは平べったくなっちゃうんだから、自分はある必要はないよ」というような形で、非常に、私に言わせれば、市の職員がネガティブな、マイナス面に非常に大きく影響していると思うけど。

それともう1つ、私がえっと思ったのは、今回の4月の15日に発行された「広報しろい」です。これも非常にこういうマイナス部分が働いた部分があるんじゃないかなと思っておるのは、それは一番裏のところ。

○事務局（湯浅） 委員さん、大変申しわけございません。ただいまの議論につきましては、この指名競争入札にするかプロポーザルにするかという御審議でございまして、この後に、仕様書の中で、今いただいているような御意見等々を御審議いただきますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

なお、先ほどから、御意見等々があろうかと思うんですが、皆様のお手元のほうにも提言書がございまして、検討委員会では新築プラス減築は絶対と言っているわけではございません。提言書の40ページ、41ページを見ていただくと費用の関係、あと防災機能の評価の関係、白井らしさの関係、グラウンドデザインの関係等々ですね、いろんな形で御意見、付議されております。プレゼンも

含めまして検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議題につきましては、あくまでも、「この後の発注方法をどうしますか」という形で御意見のほう、最優先でいただければありがたいと思ひます。申しわけございません。

○委員（加藤） それはわかっております。ですから、この発注方法につきまして、そういうようなものも含めた上で願ひしたい。

○委員長（川岸） それを逆に言えば条件になるわけです。条件を取り外すというふうに過去におっしゃいましたけども、そうではなくて逆に条件がついているわけですね。だから、そういったことも含めて次回から議論したいというふうに思ひます。

それでは、議題3の話はちょっと外れちゃったんであれなんですけど、いかがでしょうか。公募型のプロポーザルという事務局からの御提案、これに反対がなければ。

○委員（岡野） 事務局から提案がありました基本計画と基本設計を一括ということに賛成いたします。それから公募型プロポーザルにも賛成いたしますが、公募型プロポーザルの場合も審査員をどうするかということがこの場合のデメリットであり、ポイントでございますので、この辺の審査員の選定を慎重にやっていただきたい。

以上です。

○事務局（高石） ここで、公募型プロポーザルの件で皆様の御了承が得られれば、次回、審査員をどうするかとか、あるいは今、御心配いただいております発注の仕様の内容についても次回までに用意して皆様にお示ししたいと思っております。

以上です。

○委員長（川岸） よろしいでしょうか。

審査員は非常に重要です。特にこういう、先ほど申しましたように、シティホールと言われているような市庁舎に関しては、文化度が問われます。これは大事なことです。公共施設はすべて文化度が問われますので、そういう観点で審査ができる方に願ひしたいというふうに思ひます。

それではもとに戻しますけれども、議題3の発注方法、公募型プロポーザルということでもよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川岸） 反対がないようであれば、公募型のプロポーザルによることといたします。どうもありがとうございました。

○委員（猪狩） プロポーザルでもって異議はないんですけども、審査方法というやつがあると思うんですよ。もちろん、金額も要りますね。工法、技術、企画、それすべて審査するわけです。そのテストの配分というのはあるわけですよ。ある程度明確にするわけですよ、当然。競争入札のほうは値段安くあることは大体はっきりすると思うんですけども、談合さえなければ安くなりますよね、これはね。プロポーザルはある程度高くなります。やむを得ないです、これは。でも、それなりの仕事をやってもらうんですから、ある程度高くするのはやむを得ないと思うんですよ。いいものを造つ



てもらうためには。

だから、審査のほうでそれを明確にした上でやっていただければ、金額をある程度重視したような形になれば、もちろん安くなりますし、その辺も共有したほうが、申し込み者さんも共有したほうがいいんじゃないかなと思ってのんですけども、いかがでしょうか。

○事務局（高石） 例えば今、ここで3月で発注しました。庁舎使用状況調査業務委託についても、実は公募型プロポーザル方式を採用しております。主な、具体的に何が何点というのは忘れましたが、例えば、過去の実績点数を20点ですとか、価格の点数を30点ですとか、点数化するわけですね。価格についても点数化するとか、それから技術者の能力を何点とかという、もちろん、そういう配点についても皆様の意見を伺いながら検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（川岸） よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

続きまして、最後の議題のその他ということで、事務局は何かございますか。

○事務局（高石） 次回、第2回の開催日程についてお諮りしたいと思います。

今回は5月、来月を予定しております。内容につきましては、今日御承認いただきました基本計画及び基本設計の発注方法の内容について議論を、事務局のほうで案を作成して、それをもとに皆さんで議論をしていただきたいと思います。

ただ、来月につきまして上旬がゴールデンウィークになってしまいまして、下旬になりますとまことに申しわけございません。定例議会のほうの段取りのほうになってまいります。したがって、会場等も当たってみたくてございますが、事務局のほうとしましては、5月20日月曜日の午前中、9時から2時間から2時間半程度というようなところで予定したいと考えているところであります。よろしく御審議のほう、お願いいたします。

○委員長（川岸） ただいま、第2回の会議を5月20日月曜日の午前9時から2時間ないし2時間半程度で開催したいということですが、皆さんいかがでございましょう。

（「構いません」と呼ぶ者あり）

それでは、今回は5月20日午前9時から開催、こういうふうになりました。

これからもそうなんですけど、人数が多いので、若干欠席はやむを得ないかなというふうに考えております。そういったことで、それ以降のことも含めて、事務局へのお願いですけれども、第3回、第4回含めて、先の日程を早目に皆様にお知らせしていただければ、皆様もお休みもとれるのではないかなと思っております。

○事務局（高石） 承知いたしました。

今回、第1回、第2回という形だったんですが、この後は第3回、第4回と、先の日程もある程度もう決めさせていただき、そのようにいくかどうかは別として、一応この辺でやりたいということは皆さんに早目にお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（川岸） それでは、今お話ありましたけども、日程に関しての案に関してはなるべく早く、

皆さんにお知らせするというところでよろしいですね。

その他、事務局のほうでございますでしょうか。

○事務局（高石） 続いてですが、今回の会議の開催方法についてお諮りさせていただきます。

今回は基本計画及び基本設計の発注方法の検討になります。内容的に、業務発注時の公正性を確保しなければならないということがございます。ですので、先ほど、会議の開催方法についての留意事項のところでも御説明いたしました、公開でやるのは支障が出てしまう。この後の競争性において、業者間の競争性において支障が出てしまうということが想定されますので、今回は、この案件については非公開とさせていただきたいと思っております。

最初のほうで説明いたしました、この案件について非公開にする場合には、この委員会に諮って決定することとなりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（川岸） ただいま、第2回の会議で予定している議題ですね。基本計画及び基本設計業務委託の発注方法の検討ということになります、これについて、事務局のほうで非公開にしたいということですが、皆様はいかがでございましょうか。

○委員（幸正） 今、御説明いただいたんですが、今の説明ではちょっと腑に落ちないというか納得できない。もう少し詳しく非公開の理由をのべていただきたい。

○事務局（高石） 入札等も同一なんですけれども、例えば、発注の仕様ですとか、それから審査の方法、今回は審査の方法なんかも入ってきますが、それを早く情報が入手できる人とそうでない人が出てきてしまうおそれがあります。基本的には、これらに関しては、入札においてもそうですが、公告の時点で情報を入手して、同じスタートラインに立ってもらってやってもらわなければいけません。

ですので、そういう情報が一部事前に出てしまう可能性があれば、今回、公告するまではそういう情報が出ないように、この中でおさめておくということでございます。

以上です。

○委員（幸正） それでは、我々に守秘義務が生じるということよろしいんですか。

○事務局（高石） そういうことになります。

○委員長（川岸） よろしいでしょうか。次回予定している発注方法の内容の検討になりますから、細かい内容の検討になりますので、それについては非公開としたいというふうに思っております。どうぞよろしく。

その他、ございませんでしょうか。

それでは、本日の議題は終了いたしました。この後は事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯浅） それでは、事務局のほうから何点かお願いがございます。

1点目でございます。報酬の関係等の資料を事前にお渡ししてございます。まだ提出なさっていない委員さんにつきましては、この後、事務局のほうにお渡しいただければありがたいと思います。

傍聴の方にはお願いがございます。意見書を事前に配付してございます。意見のある方につきましては

は、専用の投入箱、用意してございますので、そちらのほうに投函いただければありがたいと思います。

この後、トイレ休憩を挟みまして、11時25分から、御希望の方だけになるんですが、この庁舎の御案内をさせていただきたいと思います。25分になりましたら、この場に御集合ください。

事務局からは以上となります。

○委員（幸正） 庁舎の案内とは、どのレベルの案内ですか。

○事務局（湯浅） 普段、市民の方が出入りできない8階の機械室ですとか地下の機械室、議場ですとかを中心に予定しております。

それでは、以上で委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。